

デジタルマーケティングによる国東半島宇佐地域世界農業遺産情報発信事業 企画提案競技募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 契約名 デジタルマーケティングによる
国東半島宇佐地域世界農業遺産情報発信事業
- (2) 契約内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月15日まで
- (4) 限度額 1,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画作成上の条件

- (1) 企画作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条4に該当しない者であること。
- (2) 本業務と類似の業務に関する実績やノウハウを有すること。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (4) 大分県内に本社もしくは支店を置く者であること。
- (5) 事業実施にあたり専任の担当者を配置し、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- (6) 協議会から要請があった場合に、2日以内に担当者等を派遣することが可能な者であること。
- (7) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- ⑥ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 質疑応答

(1) 質問提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時（必着）

(2) 質問方法

7の提出先に質問票（様式4）をE-mail又はFAX、持参により提出すること。

(3) 質問への回答

令和8年3月16日（月）を期限とし、協議会ホームページに「回答票」を掲載する。

5 参加申請及び提案の方法

(1) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

7の提出先に(3)に掲げる提出書類をE-mailにより提出すること。（容量が大きい場合はファイル転送サービスの使用も可）データでの提出が困難な場合は郵送（書留郵便に限る）又は持参も可とする。

(3) 提出書類

- ① 参加申請書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2-1）
- ③ 企画提案資料（任意様式）
- ④ 企画提案書チェックリスト（様式2-2）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 誓約書（様式3）

※ 郵送又は持参により提出する場合は、①及び⑥の提出部数は1部、②～⑤の提出部数は各6部とする。その場合の提出書類は返却しない。

(4) プレゼンテーション

① 日程

令和8年3月24日（火）午後

詳細日程については、対象者に別途通知する。

② 場所

大分県庁舎本館6階 防災活動支援室4

③ 実施方法

ア 出席者は2名以内とする。

イ 内容は企画提案書の説明、企画提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。

ウ 時間は、一提案者あたり30分（説明15分、質疑応答15分程度）を予定する。

エ 審査は事前提出された企画提案書を使用したプレゼンテーションにより実施する。パソコンの使用を希望する場合は事前に申し出ること。

オ 審査は応募書類をもって行い、追加書類の提出は認めない。

④ プレゼンテーションに要する経費は、全て提案競技参加者の負担とする。

6 審査方法

(1) 審査・採用

① 審査委員会を設置して審査し、最優秀と決定された企画を採用する。

また、選定された企画の使用権は、協議会に帰属する。

② 提案者が1者のみの場合は、提案が基準点を満たす場合のみ採択する。

③ 提案競技参加者には、審査結果についてすみやかに通知する。

④ 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。

(2) 審査基準

① 提案内容の企画趣旨

② 提案内容の実施による事業効果

③ 提案内容の実現可能性・持続性

④ 本業務と類似の業務に関する実績

④ 提案内容の実施体制

⑤ 経費の積算、予算総額、運用コストの妥当性

7 問合せ及び提出先

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

所在地 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

(大分県庁舎本館9階 大分県農林水産部地域農業振興課内)

電話 097-506-3525

FAX 097-506-1758

E-mail oitagiahs@gmail.com